

海洋ごみの回収・処理等により、 台風等災害時の被害軽減を図る (全国)

事業者：都道府県、市町村等

(海洋ごみの回収・処理前)



R4.2 長崎県対馬市



R4.7 長崎県上五島町



R5.1 宮崎県高鍋町

(海洋ごみの回収・処理後)



対策名：77 海岸漂着物等に関する対策

主たる施策グループ：4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下



事業名：海岸漂着物等地域対策推進事業

- ポイント**
- 海洋ごみの回収・処理等を実施
 - 台風等災害時における漁港施設や交通インフラ等の被害を軽減し、早期復旧に資する

地域の概要・課題

令和2年7月豪雨等の豪雨災害や毎年度発生する台風時の波浪、津波等において、大量に発生した漂流・漂着物による船舶の航行等への支障が課題となりました。

そのため、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物の処理等を継続的に処理することにより、再漂流や散乱を防止し、台風時の波浪、津波等による被害を軽減する必要性がありました。

事業の概要

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策、台風時の波浪・津波等による被害の軽減のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ等の回収・処理等を行う事業に対し、補助金による支援を実施しました。

見込まれる効果

海岸への漂流漂着物については、撤去を行わない限り取り除かれることはなく、放置することにより、船舶の航行等の支障になるなど、台風等の災害時に大きな被害を発生させる可能性があります。

そのため、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等を継続的に処理（令和2年度には約28,000トン、令和3年度には約39,000トンを回収）することにより、再漂流や散乱を防止し、台風時の波浪、津波等が発生した際、漁港施設や港湾機能、交通インフラ等への被害を軽減させるとともに早期の復旧に資しています。